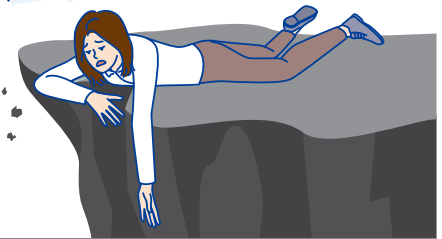


「年収の壁」は「130万円」が最も深刻、 「働き控え」をなくすため手取り減を 給付で埋める対案を国会に提出!

「年収の壁」とは、税金や社会保険料の負担が生じる年収の基準です。社会保険料の場合は、基準を超えると手取りが大きく減ります。そのため、「壁」というよりも「働き控え」を招く「崖」と言えます。



本人の給与年収	100万	103万	106万	130万
住民税(所得割)	非課税	課税	課税	課税
所得税	非課税	課税	課税	課税
厚生年金・健康保険の保険料	不要	負担	負担	負担
国民年金・国民健康保険の保険料	配偶者の扶養に入っている場合は不要	負担	負担	負担

「106万円の崖」(将来登れる「崖」)

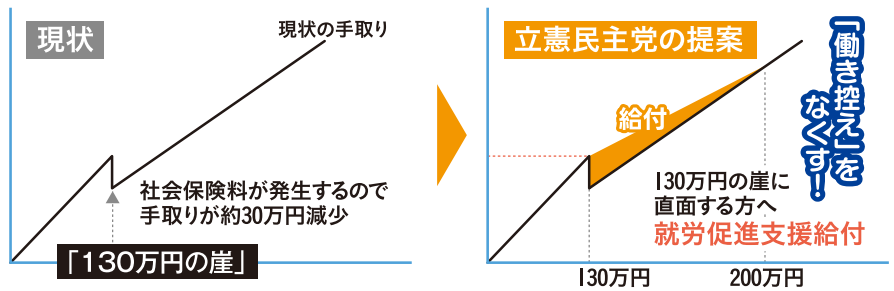
本人の保険料負担で手取りが減るものの、事業主負担があるため、負担は相対的に低くなることに加え、将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがある。

立憲民主党はこの「崖」に注目!

「130万円の崖」(本当の「崖」)

事業主負担がないため、本人の負担が相対的に大きいことに加え、保険料を支払っても将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがない。

数ある壁の中で、立憲民主党は最も深刻な「130万円の崖」に着目し、「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を2回提出(2024年2月・11月)しました。配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、国民年金・国民健康保険の保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまうため、「就労促進支援給付」として、**年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、徐々に金額を減らしながら給付金を支給**します。



※上記法案には、低所得にもかかわらず国民年金等の保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けることも盛り込んでいます。

立憲民主党案 ここがポイント!

事業者にも配慮

働き控えの解消で中小企業の人手不足対策となります。また、年収130万円を超えて働く人も一定の労働時間数・日数までであれば、国民年金・国民健康保険に加入するため、事業主負担は発生しません(※)。

※従業員50人以下の企業で働く短時間労働者は年収130万円を超えると国民年金・国民健康保険に加入しますが、週の労働時間及び月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上になると、50人以下の企業でも厚生年金・健康保険が適用されます。

少ない財政負担

給付に必要な財政規模は約7,800億円と見込まれます。なお、給付金は、年収の増加に応じて給付額が徐々に減るため、最低賃金の上昇に伴って、給付金の支給総額は減っていきます。

ムリなく厚生年金に加入

この給付金があることで労働時間と手取りを着実に増やすことができます。収入が十分に増えた段階で厚生年金に加入すれば、保険料負担で手取りが減ることはありません。

立憲民主党の案を
動画で解説

